

# 平成24年度 せたな町人事行政の運営等の状況の公表

せたな町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成18年せたな町条例第5号）に基づき、下記のとおり公表いたします。

## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

### (1) 職員の採用状況(23.4.2～24.4.1)

	事務職	社会福祉士	医師	理学療法士	臨床検査技師	放射線技師	看護師	合計
人数	3人	1人	2人	1人	1人	1人	1人	10人

### (2) 職員の退職状況(23年度)

	定年退職	普通退職	転出	合計
人数	11人	5人	3人	19人

### (3) 再任用職員の状況(23年度)

	フルタイム	短時間	合計
人数	0人	0人	0人

### (4) 部門別職員数の状況と主な増減(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	
		平成23年	平成24年		
普通会計	一般行政	議会	2	2	0
		総務	41	38	△3
		税務	12	12	0
		農水	22	23	1
		商工	6	6	0
		土木	12	12	0
		民生	39	42	3
		衛生	14	13	△1
		計	148	148	0
	教育部門	37	32	△5	
小計	185	180	△5		
公営企業等	病院	65	64	△1	
	水道	4	4	0	
	下水道	3	3	0	
	その他	18	15	△3	
	小計	90	86	△4	
合計		275	266	△9	
[ 条例定数 ]		[ 304 ]	[ 304 ]	[ 0 ]	

※職員数は一般職に属する職員数である。

※[ ]内は、条例定数の合計である。(平成20年4月1日一部改正)

### (5) 年齢別職員構成の状況(24年4月1日現在)

区分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	3	4	12	21	28	49	29	19	33	21	44	3	266
構成比(%)	1.1	1.5	4.5	7.9	10.5	18.4	10.9	7.2	12.4	7.9	16.6	1.1	100.0

(6)一般行政職の級別職員数の状況(24年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、主事補等	9人	6.5%
2級	主任、主事、技師、社会福祉士等	17人	12.3%
3級	係長、主任等	34人	24.6%
4級	主幹、係長等	25人	18.1%
5級	課長補佐、主幹等	32人	23.2%
6級	課長等	21人	15.2%

※せたな町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

※平成19年から8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

2. 職員の給与の状況

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人件費	人件費率	(参考)
	(23年度末)	A		B	B/A	22年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	9,417	8,973,064	350,399	1,613,687	18.0	15.4

(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	184	702,080	124,595	249,982	1,076,657	5,851

※職員手当には退職手当を含まない。

※職員数は、23年4月1日現在の人数である。

(3)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(24年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.6 歳	327,900 円	373,300 円
技能労務職	53.1 歳	298,300 円	333,300 円
税務職	40.3 歳	303,600 円	369,500 円
福祉職	38.6 歳	271,800 円	293,000 円
看護・保健職	40.8 歳	288,900 円	332,800 円

## (4) 職員の初任給の状況(24年4月1日現在)

区 分		金額
一般行政職	大 学 卒	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	135,600 円
	中 学 卒	- 円
看 護 職	短大3卒	188,900 円
	短大卒	180,500 円
保 健 職	大 学 卒	191,600 円
	短大3卒	- 円

## (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(24年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数35年
一般行政職	大 学 卒	265,700 円	347,900 円	408,700 円
	高 校 卒	219,800 円	299,000 円	414,300 円
技能労務職	高 校 卒	-	267,900 円	371,900 円
	中 学 卒	-	-	315,400 円
高等学校教育職	大 学 卒	338,000 円	400,300 円	-
	短 大 卒	286,400 円	-	-
看護・保健職	大 学 卒	288,400 円	-	-
	短 大 卒	249,100 円	387,800 円	-

## (6) 期末手当・勤勉手当

せたな町		国	
1人当たり平均支給額(23年度) 1,408 千円		-	
(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 [1.45] 月分 勤勉手当 1.35 月分 [0.65] 月分		(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 [1.45] 月分 勤勉手当 1.35 月分 [0.65] 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 3~20% ※平成23年度から凍結解除		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%	

※[ ]内は、再任用職員に係る支給割合である。

(7)退職手当(24年4月1日現在)

せたな町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置(2%~30%加算)			・定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	10,577 千円	21,364 千円			

※退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

※勸奨退職制度については、平成22年3月31日で廃止とした。

(8)地域手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		120 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		120,000 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
札幌市	3 %	1 人	3 %

(9)特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給実績(23年度決算)		1,077 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)		215,400 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)		2.7 %	
手当の種類(手当数)		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医師手当	病院及び診療所に勤務する医師	診療及び出張診療並びに健康管理に関する調査研究に従事した場合	医務手当 月額 150,000円以内 出張診療手当 月額 50,000円以内 医事研究手当 月額 200,000円以内
往診手当	病院及び診療所に勤務する医師	患者の依頼により病院等以外の場所において診療に従事した場合	往診料の4割相当額
手術手当	病院及び診療所に勤務する医師	虫垂切除点数以上の手術(麻酔術を加算する。)を施行した場合	手術料の2割相当額
集団検診手当	病院及び診療所に勤務する医師	病院以外の場所で行う集団検診に従事した場合	健康診断 5,000円/回 予防接種 8,000円/回
夜間看護手当	病院及び診療所に勤務する看護師及び准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事した場合	深夜勤務 全部 6,800円/回 4時間以上 3,300円/回 2~4時間 2,900円/回 2時間未満 2,000円/回
救急車同乗手当	病院及び診療所に勤務する医師、看護師及び准看護師	救急患者の転送等のため救急車に同乗した場合	移送先までの距離 100km未満 1,000円/回 100~200km 1,500円/回 200km以上 2,000円/回

救急待機手当	病院及び診療所に勤務する看護師、准看護師、放射線技師、臨床検査技師及び薬剤師	勤務時間外における救急患者の処置及び転送等の業務の非常招集に備え予め待機を指定した場合	看護師、准看護師 月額 10,000円 放射線技師 月額 10,000円 臨床検査技師 月額 10,000円 薬剤師 月額 10,000円
潜水作業手当	職員	潜水器具を着用して潜水深度20mまでの潜水作業に従事した場合	1時間 310円
火葬作業手当	職員	火葬作業に従事した場合	1回 1,000円

(10) 時間外勤務手当

支給実績(23年度決算)	25,997 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	141 千円

(11) その他の手当(24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	①配偶者 ・月額 13,000円 ②配偶者以外の扶養親族 ・月額 6,500円(職員に配偶者が不在の場合うち1人のみ11,000円) ③扶養親族たる子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間 ・月額 5,000円加算	同じ	27,359 千円	235,853 円
住居手当	①借家及び借間 (家賃の額が月額12,000円を超える場合) ・家賃が月額23,000円以下の場合 家賃の月額から12,000円を控除した額 ・家賃が月額23,000円を超える場合 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1に11,000円を加算した額(控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは16,000円) ②自宅の場合 ・3,000円 ※平成23年度から3,000円	異なる	13,832 千円	126,899 円
通勤手当	①交通機関等の利用者 ・1ヶ月当たりの運賃等相当額(55,000円を限度に支給) ②自動車等の交通用具使用者 ・片道2km以上の通勤距離に応じた月額を毎月支給(2,000円~24,500円)	同じ	7,235 千円	93,961 円
宿日直手当	①正規の勤務時間外又は休日若しくは休暇日に宿直又は日直を命ぜられた場合 ・1回 4,200円	同じ	1,769 千円	9,614 円

管理職手当	①役職に応じ支給 (給料月額×支給割合) ・1種 100分の15 ・2種 100分の12 ・3種 100分の10 ・4種 100分の8 ・5種 100分の6	異なる (国は定額)	21,313 千円	349,393 円
管理職員 特別勤務手当	①管理又は監督の地位にある職員 のうち臨時又は緊急の必要その 他の公務の運営の必要により勤 務を要しない日又は祝日法によ る休日若しくは年末年始の休日 に勤務した場合 ・1回 4,000円~6,000 円	異なる	1,374 千円	14,020 円

(12) 特別職の報酬等の状況(24年4月1日現在)

区分	給料月額等	期末手当			その他の 加算措置	
		6月期	12月期	計		
給料	町長	750,000 円	1.90月分	2.05月分	3.95月分	役職加算 15%
	副町長	600,000 円				
	教育長	550,000 円				
報酬	議長	235,000 円	1.90月分	2.05月分	3.95月分	/
	副議長	190,000 円				
	常任委員会委員長	175,000 円				
	議員	165,000 円				

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(24年4月1日現在)

勤務時間		休憩時間
始業時刻	終業時刻	
8時30分	17時15分	12時00分から13時00分

(2) 年次有給休暇の取得状況(平成23年)

総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	全対象職員数 (c)	平均取得日数 (b)÷(c)	消化率 (b)÷(a)
日	日	人	日	%
6,194	1,850.8	158	11.7	29.9

※全対象職員数とは、全期間を在職した一般職員に限り、当該期間の中途に採用された者及び退職した者並びに当該期間中に育児休業、休職の事由がある職員並びに派遣職員を除くものとし、それらの職員を除いた職員の使用した年次有給休暇の合計数を総取得日数とする。

(3) 育児休業及び部分休業等の取得状況(23年度)

	育児休業取得者数	部分休業取得者数	育児短時間勤務取得者数
男性職員	0人	0人	0人
	0人	0人	0人
女性職員	6人	0人	0人
	4人	0人	0人
計	6人	0人	0人
	4人	0人	0人

※上段は平成23年度新規取得者、下段は平成22年度以前から23年度にかけて引き続けている者の数

## (4) 休暇等の状況

休暇の種類	期 間 等
1 年次休暇	<p>1年につき20日。ただし、2月以降新たに採用された職員のその年における年次休暇の日数は、次による。</p> <p>2月採用……18日 3月採用……17日 4月採用……15日 5月採用……13日  6月採用……12日 7月採用……10日 8月採用……8日 9月採用……7日  10月採用……5日 11月採用……3日 12月採用……2日</p>
2 病気休暇	<p>(1) 公務上の負傷又は疾病の場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき その療養に必要と認められる期間</p> <p>(2) その他の負傷又は疾病の場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 3月を超えない範囲内でその療養に必要と認められる期間</p>
	<p>(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(3) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間</p> <p>(4) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき 1の年において5日の範囲内の期間</p> <p>ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動</p> <p>イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身体若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて、町長が定めるものにおける活動</p> <p>ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動</p> <p>(5) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 町長が定める期間内における連続する5日の範囲内の期間</p> <p>(6) 妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 妊娠23週までは4週間に1回、妊娠24週から35週までは2週間に1回、妊娠36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があつた場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）につき、その都度必要と認められる期間</p> <p>(7) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女子職員が申し出た場合 出産の日までの申し出た期間</p> <p>(8) 女子職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの期間（産後6週間を経過した女子職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</p> <p>(9) 生後1年に達しない生児を育てる職員が、その生児の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間</p>

<p>(10) 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 町長が定める期間内における2日の範囲内の期間</p>																									
<p>(11) 職員に妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間</p>																									
<p>(12) 職員の親族（下記の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、職員が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じて下記の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあつては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間</p>																									
<p>3 特別休暇</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="408 562 1129 595">死亡した者</th> <th data-bbox="1134 562 1297 595">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="408 602 1129 636">配偶者（内縁関係にある者を含む。）</td> <td data-bbox="1134 602 1297 636">10日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 642 491 815" rowspan="4">血族</td> <td data-bbox="496 642 1129 676">一親等の直系尊属（父母）</td> <td data-bbox="1134 642 1297 676">7日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 683 1129 716">同卑属（子）</td> <td data-bbox="1134 683 1297 716">5日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 723 1129 757">二親等の直系尊属（祖父母）・ 同傍系者（兄弟姉妹）</td> <td data-bbox="1134 723 1297 757">3日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 763 1129 797">同直系卑属（孫）・ 三親等の傍系尊属（伯叔父母）</td> <td data-bbox="1134 763 1297 797">1日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 804 491 949" rowspan="3">姻族</td> <td data-bbox="496 804 1129 837">一親等の直系尊属</td> <td data-bbox="1134 804 1297 837">3日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 844 1129 900">同卑属・ 二親等の直系尊属・ 同傍系者</td> <td data-bbox="1134 844 1297 900" rowspan="2">1日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="496 907 1129 949">三親等の傍系尊属</td> </tr> <tr> <td data-bbox="408 956 491 1120">備考</td> <td colspan="2" data-bbox="496 956 1297 1120"> <p>1 生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。</p> <p>2 代襲相続の場合において祭具等を継承する者は、一親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。</p> <p>3 日数の計算は死亡を知った日から計算する。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	死亡した者		日数	配偶者（内縁関係にある者を含む。）		10日	血族	一親等の直系尊属（父母）	7日	同卑属（子）	5日	二親等の直系尊属（祖父母）・ 同傍系者（兄弟姉妹）	3日	同直系卑属（孫）・ 三親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日	姻族	一親等の直系尊属	3日	同卑属・ 二親等の直系尊属・ 同傍系者	1日	三親等の傍系尊属	備考	<p>1 生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。</p> <p>2 代襲相続の場合において祭具等を継承する者は、一親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。</p> <p>3 日数の計算は死亡を知った日から計算する。</p>	
死亡した者		日数																							
配偶者（内縁関係にある者を含む。）		10日																							
血族	一親等の直系尊属（父母）	7日																							
	同卑属（子）	5日																							
	二親等の直系尊属（祖父母）・ 同傍系者（兄弟姉妹）	3日																							
	同直系卑属（孫）・ 三親等の傍系尊属（伯叔父母）	1日																							
姻族	一親等の直系尊属	3日																							
	同卑属・ 二親等の直系尊属・ 同傍系者	1日																							
	三親等の傍系尊属																								
備考	<p>1 生計を一にする姻族の場合は血族に準ずる。</p> <p>2 代襲相続の場合において祭具等を継承する者は、一親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。</p> <p>3 日数の計算は死亡を知った日から計算する。</p>																								
<p>(13) 職員が父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日の範囲内の期間</p>																									
<p>(14) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の7月から9月までの期間内における週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間</p>																									
<p>(15) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき 7日の範囲内の期間</p> <p>ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>																									
<p>(16) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合 必要と認められる期間</p>																									
<p>(17) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認める期間</p>																									
<p>(18) 感染症発生による交通遮断又は隔離により勤務することが不可能となった場合 必要と認める期間</p>																									
<p>(19) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が定めるその子の世話を行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（その療養する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日）の範囲内の期間</p>																									

	(20) 日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）の介護その他の町長が定める世話をを行う職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間
備考 特別休暇の日数(期間)には、週休日、休日及び代休日を含むものとする。	
4 介護休暇	<p>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情であるものを含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。</p> <p>2 介護休暇の期間は、前項に規定するそれぞれの者が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6か月の期間内において必要と認められる期間とする。</p>

#### 4. 職員の分限及び懲戒処分状況

##### (1)分限処分(23年度)

免 職	降 任	休 職	降 給
0人	0人	2人	0人

##### (2)懲戒処分(23年度)

免 職	停 職	減 給	戒 告
0人	0人	1人	0人

#### 5. 職員のサービスの状況

##### (1)職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの基本基準として「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、地方公務員に対し、次のようなサービス上の強い制約を課しており、本町職員も例外なく課されております。

- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）
- ・信用失墜行為の禁止（同法第33条）
- ・秘密を守る義務（同法第34条）
- ・職務に専念する義務（同法第35条）
- ・政治的行為の制限（同法第36条）
- ・争議行為等の禁止（同法第37条）
- ・営利企業等の従事制限（同法第38条）

##### (2)職務専念義務免除の状況(平成23年度)

- ・総合健診受診：札幌市2日、函館市1日
- ・檜山中学校体育連盟サッカー・卓球審判員：勤務に支障がない時間 5人
- ・まちづくり担当地区協力・支援 36人
- ・各種イベント協力 75人
- ・研修会等参加 13人
- ・東日本大震災自治労復興支援 1人

##### (3)営利企業等の従事許可の状況(平成23年度)

申請件数	許可件数	兼務の必要な理由
5件	5件	総務省等が行う各種統計調査の調査員等に推薦されたため

6. 職員の研修の状況（23年度）

名 称	参加人数	備 考
中級職員研修会	2人	対象:採用3～5年目
初級職員研修会	3人	対象:採用2年目
新規採用職員基礎研修会	4人	対象:新規採用
税務事務(応用)《徴収》研修	1人	対象:担当職員
税務事務(基礎)《徴収》研修	1人	対象:担当職員
税務事務(基礎)《市町村民税課税》研修	1人	対象:担当職員
地区別法務研修(応用)	2人	対象:法制執務担当職員
地区別法務研修(基礎)	4人	対象:法制執務担当職員
講師養成講座(新採基礎・初級)	1人	対象:特になし
研修講師研修(フォローアップ研修)	1人	対象:講師養成講座修了者
管理能力研修	2人	対象:課長、課長補佐
指導能力研修	2人	対象:係長相当職
財政諸表と財務分析研修	1人	対象:課長補佐、係長、採用3年以上の係員
財務実務・資金管理研修	1人	対象:採用後4年以上の一般係員で会計出納事務等経験職員
市町村の課題戦略セミナー	1人	対象:課長補佐職以下の者
戸籍事務従事職員初級者研修	2人	対象:戸籍事務従事者で経験のない者
戸籍事務従事職員中級者研修	2人	対象:戸籍事務従事者で1年以上の経験を有する者
道内先進事例研修	1人	対象:5年以上の勤務経験を有する35歳以下の職員
情報公開・個人情報保護事務研修会	1人	対象:担当職員

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

	名称	内容
共済制度	北海道市町村職員共済組合	・組合員及び扶養者の傷病・出産・死亡・休業・災害等に関する給付 ・各種年金（退職共済年金、障害共済年金、遺族共済年金等）の給付 ・健康教育、健康相談、健康診査、総合健診、宿泊事業、貯金、各種資金等の貸付
共同互助会	(財)北海道市町村職員福祉協会	・共済組合の各事業を補完 ・各種祝金（結婚、出産等）、弔慰金（死亡等）などの給付、生活資金の貸付
独自互助会	せたな町職員会 せたな町立北檜山国保病院職員会 せたな町瀬棚総合支所職員互助会	職員による任意の互助組織として、会員の教養と理念を高め、生活の向上と勤務環境を整え、互助と親睦を密にすることを目的とし、各種事業、会員の冠婚葬祭に際しての給付等を行っている。

(2) 福利厚生事業に係る負担状況(23年度)

単位：千円、人

団体名	福利厚生事業に係る決算額			互助会等への公費負担額		会員掛金総額		互助会会員数	
	互助会分	福祉協会負担金	健康診断	互助会交付金	福祉協会負担金	互助会員掛金	福祉協会掛金	互助会会員数	福祉協会会員数
せたな町	0	547	3,944	0	547	0	547		186
せたな町職員会	0			0		3,859		127	
せたな町瀬棚総合支所職員互助会	0			0		1,337		43	
計	0	547	3,944	0	547	5,196	547	170	186
せたな町立国保病院	0	199	0	0	199	2,498	199	65	65

(3) 職員の健康診断の受診状況(22年度)

区 分	内 容	受診対象者数	受 診 者 数	受 診 率
総 合 健 診	40歳以上(30歳代は隔年)を対象に共済組合と共同で実施	197人	190人	96.4%
健 康 診 査	総合健診者を除いた全員を対象に実施	—	—	—

(4) 職員の公務災害補償の発生状況(23年度)

公務災害発生件数	3件
通勤災害発生件数	0件

(5) 勤務条件に関する措置の要求の状況(23年度)

該当なし

(6) 不利益処分に関する不服申立ての状況(23年度)

該当なし